

# 大分県報

令和四年  
号外（一五）  
三月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 規則

大分県行政組織規則の一部改正……………一  
大分県事務委任規則の一部改正……………三

### 〇規則

大分県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第十二号

#### 大分県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条の二十六」を「第四十四条の二十八」に改める。

第三条第一項の表の福祉保健部の項中「予防・検査班」の下に、「ワクチン接種推進班」を加え、同表の生活環境部の項中「企画・温暖化対策班、」を削り、同表の農林水産部の項中「管理予算班、農協指導班、検査班、金融班」を「管理・金融班、農協指導班、検査班」に改め、「団体流通班」の下に、「全国豊かな海づくり大会準備班」を加え、同表の土木建築部の項中「技術・情報システム班」を「建設技術情報班」に、「管理・企画調査班、土砂災害防止対策班」を「管理班、企画・土砂災害対策班」に改め、同表第二項の表の行政企画課の項中「電子自治体推進班」を「企画管理班、電子自治体推進班」に改め、同表のうつくし作戦推進課の項中

自然保護推進室

自然保護班、温泉・地域資源活用班

を

令和四年三月三十一日

脱炭素社会推進室	脱炭素社会推進班
自然保護推進室	自然保護班、温泉・地域資源活用班

に改め、

同表の工業振興課の項中「医療機器・エネルギー産業振興班」を「次世代エネルギー・医療機器産業班」に改め、同表の農林水産企画課の項中

工事技術管理室	工事技術管理班
農業成長産業化推進室	農業成長産業化推進班
工事技術管理室	工事技術管理班

に改め、

同表の土木建築企画課の項中「公共工事入札管理班」を「入札管理班、公共工事システム班」に改める。

第三条の二第三項の表中「審査第一班、審査第二班、契約指導検査班」を「契約指導検査班、審査第一班、審査第二班」に改める。

第四条第六項の表のIT戦略監の項を削る。

第六条中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総務部に係る部落差別解消推進の連絡調整に関する事

第十二条中第二十一号を第二十二号とし、第八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 企画振興部に係る部落差別解消推進の連絡調整に関する事

第二十一条の四第十七号を同条第十九号とし、同号の前に次の一号を加える。

十八 大分県手話言語条例（令和三年大分県条例第一号）の施行に関する事

第二十一条の四中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一

大分県報号外（規則）

号)の施行に関すること

第二十二條の二第二号中「環境保全課」の下に「及び脱炭素社会推進室」を加え、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の施行に関する事務のうち、県民への普及啓発に関すること

第二十二條の二中第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、同条第十六号中「自然保護推進室」を「脱炭素社会推進室及び自然保護推進室」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十七号を同条第十五号とする。

第二十三條の三中第二十六号を第二十七号とし、第十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行に関すること  
第二十三條の五中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行（うつくし作戦推進課の所掌に係る事項を除く。）に関すること

第二十三條の六第二号中「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改める。

第二十四條の三中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 ものづくり産業における循環経済の促進に関すること  
第二十四條の三中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八條の二第三号中「及び通訳案内業」を削り、同条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十九條第十四号中「工事技術管理室」を「農業成長産業化推進室及び工事技術管理室」に改める。

第二十九條の二第一号中「こと」の下に「（農業成長産業化推進室の所掌に係る事項を除く。）」を加える。

第三十二條中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第三十五條第十三号中「及びおおいブランド推進課」を削る。

第三十七條中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第四十三回全国豊かな海づくり大会の準備に関すること  
第四十四條の六第四号中「公益法人」を「公益法人等」に改める。

第二章第三節第七款中第四十四條の二十六を第四十四條の二十八とし、第四十四條の十八から第四十四條の二十五までを二条ずつ繰り下げ、第四十四條の十七第一号中「（観光政策課の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同条に次の一号を加える。

六 通訳案内業に関すること

第四十四條の十七を第四十四條の十八とし、同条の次に次の一条を加える。

（農業成長産業化推進室の分掌事務）

第四十四條の十九 農業成長産業化推進室においては、農業協同組合の営農指導機能及び流通販売機能の強化に関する事務をつかさどる。

第四十四條の十六第二号中「医療機器産業」を「医療関連機器産業」に改め、同条第三号中「エネルギー産業」を「エネルギー関連産業」に改め、同条を第四十四條の十七とし、第四十四條の十三から第四十四條の十五までを一条ずつ繰り下げ、第四十四條の十二の次に次の一条を加える。

（脱炭素社会推進室の分掌事務）

第四十四條の十三 脱炭素社会推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 脱炭素社会の推進に関する企画及び調整に関すること
- 二 環境基本法の施行に関する事務のうち、地球温暖化対策に係る施策に関すること
- 三 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）の施行に関すること

四 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）の施行に関すること

五 省資源・省エネルギー運動の推進に関すること

六 脱炭素社会総合推進本部に関すること

第五十四條第一項の表の大分県豊肥振興局の項中「、農地集積推進班」を削る。

第六十三條の三の表の中部保健所の項中「地域保健班」を「健康増進班、疾病・感染症対策班」に改める。

第六十七條を次のように改める。

（内部組織）

第六十七條 ことも・女性相談支援センターに次の表の上欄に掲げる部又は室を置き、部又は室の事務を分掌させるため、それぞれ中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させ

るため、それぞれ下欄に掲げる班を置く。

部又は室名	課名	班名
	総務・女性相談 総務課	
こども保護・支援部	女性相談支援 課	
	里親・措置児童 支援課	企画・里親推進班、措置児童支援班
こども相談部	一時保護課	
	相談支援課	相談支援第一班、相談支援第二班、相談支援第三班
城崎分室	心理支援課	心理支援第一班、心理支援第二班
	相談支援課	相談支援第一班、相談支援第二班、相談支援第三班
	心理支援課	心理支援第一班、心理支援第二班

第七十一条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中央児童相談所に城崎分室を置く。

第七十二条中「こども・女性相談支援センター副センター長」を「こども・女性相談支援センター長」に改める。

第七十四条の二中「こども・女性相談支援センター長」を「こども・女性相談支援センター副センター長」に改める。

第七十五条の五第九号中「こども・女性相談支援センターの所掌に係る事項を除く」を「十八歳以上の知的障害者に係るものに限る」に改める。

第九十条の表の建設課の項中「建設第一班、建設第二班」を「建設班」に改める。  
別表の生活環境部の部の人権尊重・部落差別解消推進課の項中「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社

会づくり推進条例」に改める。

**第二条** 大分県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第三十七条中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、  
第二号の次に次の一号を加える。

三 水産流通適正化制度に関すること

**附則**

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定中第二十三条の三の改正規定 令和四年五月一日

二 第二条の規定 令和四年十二月一日

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第十三号

**大分県事務委任規則の一部を改正する規則**

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号の表の工事の受託に係る契約の締結、変更及び解除の項を次のように改める。

工事の受託に係る契約の締結、 変更及び解除	一億円未満
工事請負費 起工の決定、予定価格及び最低制 限価格の決定並びに指名競争入札 参加者の指名	一億円未満

第三条第七号の表の工事請負費の項を次のように改める。

別表第二の二の項第八号中「第三項」を「第二項」に改め、同項第九号中「第二十一号第二項」を「第二十一号第三項」に改め、同項中第五十三号を第五十五号とし、第四十五号から第五十二号までを二号ずつ繰り下げ、第四十四号を第四十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十六 規則第六十七号第二項の規定に基づき、物品出納計算書に記載された物品につ

いて現物の確認を行うこと。

別表第二の二の項中第四十三号を第四十四号とし、第三十七号から第四十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 規則第四百四十八条第六項の規定に基づき、棄却予定物品の会計管理者への引継ぎを決定すること。

別表第二の二中「別表第二の二」を「別表第二の二（第四条関係）」に改める。

別表第二の二の一の項第十一号中「第六十七号」を「第六十七号第一項」に改める。

別表第三の振興局の長の部の七の項第一号を次のように改める。

一 職員には場審査（振興局において行うものに限る。）をさせること。

別表第三の振興局の長の部の七の項第二号から第四号までを削り、同部の二十四の項第二十六号中「の提出」を「及び議案書」に改め、同項第三十号中「第三条」を「第四条」に改め、同項第三十三号中「第五条」を「第六条」に改め、同表の東京事務所長の部の二の項第七号中「の開催」を「への県産品の出品」に改め、同表の保健所の長の部の一の款の二十五の項中第六十七号を第六十八号とし、第四十七号から第六十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四十六号の次に次の一号を加える。

四十七 法第三十九条の九の規定に基づき、法第三十九条の二から第三十九条の八までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。

別表第三の保健所の長の部の一の款の四十六の項第十号を削り、同款の四十七の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、同款の五十三の項第二号中「第七十七条の第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同部の二の款の一の項第四号中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、同項中第二十八号を第三十五号とし、第二十七号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 法第八十一条の三の規定に基づき、保護を廃止される者に対して、生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言等を行うこと。

別表第三の保健所の長の部の二の款の一の項中第二十六号を第三十二号とし、第十五号から第二十五号までを六号ずつ繰り下げ、第十四号を第十六号とし、同号の次に次の四号を加える。

十七 法第五十五条の七第一項の規定に基づき、同項に規定する被保護者就労支援事業を実施すること。

十八 法第五十五条の八第一項の規定に基づき、同項に規定する被保護者健康管理支援事業

業を実施すること。

十九 法第五十五条の八第二項の規定に基づき、市町村長等に対し、被保護者に対する健康増進事業の実施に関する情報等の提供を求めること。

二十 法第六十一条の規定に基づき、被保護者の収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときに、被保護者からの届出を受理すること。

別表第三の保健所の長の部の二の款の一の項第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 法第三十七条の二の規定に基づき、介護保険料その他の被保護者が支払うべき保護金品の額を、被保護者に代わり、支払うこと。

別表第三の保健所の長の部の二の款の一の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十七条の二の規定に基づき、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすること。

別表第三の保健所の長の部の二の款の二の項中「平成二十五年法律第五号。」を削り、同表の動物愛護センター所長の部の二の項中「事務」の下に「（保健所の長に委任された事務を除く。）」を加え、同項中第六十八号を第六十九号とし、第四十八号から第六十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 法第三十九条の九の規定に基づき、法第三十九条の二から第三十九条の八までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。

別表第三の農林水産研究指導センターの長の部に次のように加える。

<p>一 主要農作物種子の採種事業に関する事務</p>	<p>一 職員には場審査（振興局において行うものを除く。）及び生産物審査をさせること。</p> <p>二 生産物審査証明書を交付すること。</p> <p>三 指定種子生産者等に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な勧告、助言及び指導をすること。</p>
-----------------------------	---

別表第三の土木事務所の長の部の十六の項第十七号中「第六十条」を「第六十条第一項及び第二項」に、「第二十九条等」を「第二十九条、第五十三条第一項等」に改め、同部の十九の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表第三の保健所の長の部の一の款の二十五の項及び同表の動物愛護センター所長の部の二の項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

大分県報号外（規則）